

「大規模氾濫減災協議会」への移行

資料2-1

●水防法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

1.「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2.「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)
→関係機関と連携し、平成28年3月

2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 (134/367協議会) (約37%) (2016年12月)

平成33年

⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み

① 「大規模氾濫減災協議会」への移行

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ



協議会での取組事項

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保するための調整 等

平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度

平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実

平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置

平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

- 毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施
- 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表

凡 例

国管理河川

都道府県管理河川

共 通



北上川上流大規模氾濫減災洪水減災対策協議会 規約(改定案) 【改正箇所新旧対比表】

旧【平成29年6月27日】	新【改定案】
—	(設置)第1条 【追加】 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会を設置する。
(名称)第1条 この会議は、北上川上流洪水減災対策協議会(以下「協議会」と称する)と称する。	(名称)第2条 【変更】 前条の大規模氾濫減災協議会は、北上川上流大規模氾濫減災協議会(以下「協議会」と称する)と称する。

② 「大規模氾濫減災協議会」への移行

北上川上流**大規模氾濫減災**~~洪水減災~~対策協議会 規約 (改定案)

【改正箇所新旧対比表】

旧【平成29年6月27日】	新【改定案】
(協議会の実施事項)第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。 2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有	(協議会の実施事項)第5条 【変更】 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。 2 洪水浸水想定区域等 の現状の水害リスク情報や取組状況の共有



平成28年6月30日

北上川水系における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等の公表

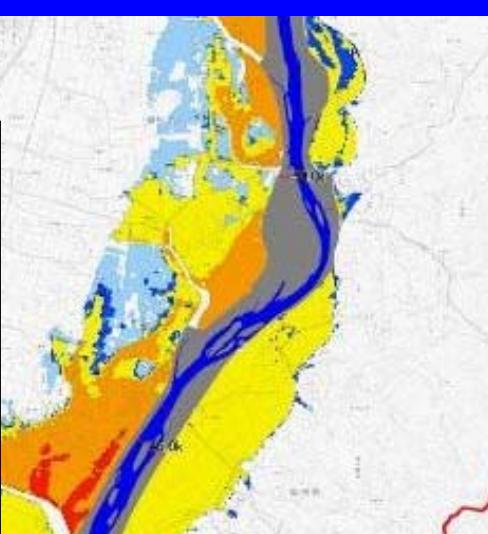
- 洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、浸水継続時間、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を公表しました。

想定最大規模降雨による浸水継続時間

奥州市

凡 例

浸水継続時間
12時間
24時間(1日間)
72時間(3日間)
168時間(1週間)
336時間(2週間)
672時間(4週間)
河川等範囲
洪水予報河川
市町村界



□ 洪水氾濫での移動困難実例



※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

北上川上流**大規模氾濫減災協議会** 規約（改定案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく**大規模氾濫減災協議会**を設置する。

（名称）

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、北上川上流**大規模氾濫減災協議会**（以下「協議会」と称する。）

2 北上川上流とは、岩手河川国道事務所及び岩手県が管理する北上川、北上川の支川を指すものとする。

（目的）

第3条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により利根川水系鬼怒川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、北上川上流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

2 **洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況の共有**
3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
5 その他、**大規模氾濫に関する減災対策**に関して必要な事項

（幹事会）

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができます。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができます。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、岩手河川国道事務所調査第一課及び岩手県国土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年5月17日から施行する。

平成29年6月27日一部改定

平成30年 月 日一部改定

(附則)

平成30年 月 日一部改定の規約により、「北上川上流洪水減災対策協議会」から「北上川上流大規模氾濫減災協議会」へ移行する。

(別表 1)

北上川上流**大規模氾濫減災協議会**

(構成員)

盛岡市長
花巻市長
北上市長
遠野市長
一関市長
八幡平市長
奥州市長
滝沢市長
零石町長
岩手町長
紫波町長
矢巾町長
西和賀町長
金ヶ崎町長
平泉町長
気象庁 盛岡地方気象台長
岩手県 総務部長
岩手県 県土整備部長
岩手県 盛岡広域振興局 土木部長
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 岩手土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部長
岩手県 県南広域振興局 土木部 花巻土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 北上土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 一関土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 遠野土木センター所長
岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター所長
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所長

(事務局)

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課
岩手県 県土整備部 河川課

(別表 2)

北上川上流**大規模氾濫減災幹事会**

(構成員)	盛岡市	総務部 危機管理防災課長
	花巻市	総合政策部 防災危機管理課長
	北上市	消防防災部 消防防災課長
	遠野市	総務部 防災危機管理課主幹
	一関市	防災安全対策監 兼 防災課長
	八幡平市	防災安全課長
	奥州市	市民環境部 危機管理課長
	滝沢市	市民環境部 防災防犯課長
	雫石町	防災課長
	岩手町	総務課長
	紫波町	企画総務部 消防防災課長
	矢巾町	総務課長
	西和賀町	総務課長
	金ヶ崎町	生活環境課長
	平泉町	総務課長
	気象庁	盛岡地方気象台 防災管理官
	岩手県	総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
	岩手県	県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
	岩手県	盛岡広域振興局 土木部 河川砂防課長
	岩手県	盛岡広域振興局 土木部 綱取ダム管理事務所長
	岩手県	盛岡広域振興局 土木部 岩手土木センター特命課長
	岩手県	県南広域振興局 土木部 道路河川環境課長
	岩手県	県南広域振興局 土木部 花巻土木センター 治水環境課長
	岩手県	県南広域振興局 土木部 北上土木センター 治水環境課長
	岩手県	県南広域振興局 土木部 一関土木センター 道路河川環境課長
	岩手県	県南広域振興局 土木部 遠野土木センター 工務課長
	岩手県	県南広域振興局 土木部 千厩土木センター 工務課長
	国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所 総括地域防災調整官
	国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所 副所長
	国土交通省東北地方整備局	北上川ダム統合管理事務所 副所長
(事務局)	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課	
	岩手県 県土整備部 河川課	